

総務委員会

※写真撮影のためマスクを外しています



総務委員会では、本年度の所管事務調査事項として、「交通安全について」、「職員研修と庁舎管理について」、「投票率向上と参加しやすい選挙について」を選定し、調査研究を行いました。その中から、「交通安全について」の調査過程を詳しくお伝えします。

交通安全について

【選定した理由】

本市の交通事故情勢は、平成16年には交通事故件数が7,000件を超え、交通事故死者数は人口10万人以上の都市の中で例年ワースト上位に入るなど、厳しい情勢が続いてきました。令和2年には交通事故件数が5,345件と大幅に減少しましたが、市民の安全安心な生活の実現に向け、交通安全啓発事業やゾーン30設置後の効果検証などを実施するため、所管事務調査事項に選定しました。

【本市の現状】

本市では、昭和37年、交通事故の根絶を期して交通安全都市を宣言し、その推進母体として警察など関係機関・団体などで構成する鈴鹿市交通安全都市推進協議会を設立し、毎年、事業計画を定め、四季の交通安全運動をはじめさまざまな取り組みを進めてきました。平成19年には鈴鹿市交通安全条例を制定し、この条例に基づき設置された鈴鹿市交通安全対策会議では、これまで3次にわたり交通安全計画を策定し、市、関係機関・団体などが一体となって施策を講じてきました。

その中の1つに、ゾーン30の取り組みがあります。ゾーン30とは、車道幅員が5.5メートル未満の生活道路での交通事故件数が減少しないこと、また、自動車と歩行者が衝突した場合、自動車の速度が時速30キロメートルを超えると歩行者の致死率が上昇することから、生活道路における交通事故対策の1つとして平成23年度から全国的に実施されている取り組みです。ゾーン30の区域内では、歩行者などの安全な通行を確保することを目的として、時速30キロメートルの速度規制を実施するとともに、車両が区域内を抜け道として通行する行為の抑制などを図ることができます。

ゾーン30の指定状況は、令和2年度末時点において、三重県内で50カ所、本市では、庄野小学校地区をはじめ、十宮・神戸地区、神戸小学校区、旭が丘地区の4カ所が既に指定されています。

ゾーン30とは？

生活道路における交通安全対策の1つで、主に小中学校などの通学路を含む生活道路が密集する区域をゾーンとして指定することで、歩行者などの安全を確保します。

ゾーン内は、車両の最高速度が時速30キロメートルに規制され、歩行者などの通行を最優先に考えるとともに、通過交通を可能な限り抑制することを目的としています。



ゾーン入口標識



旭が丘地区の路面表示